

# 4/1 みずほ台に 子育て支援センター 「すくすくクラブ」がオープン

市の委託事業として市内3カ所目の子育て支援センターがみずほ台地区にオープンします。

センターでは、子育て親子が身近な場所で気軽に集まり、親子同士の交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施します。

子育て中のご両親や祖父母の方、これから出産を迎える方等も自由に利用できる施設ですので、ぜひご利用ください。

- ▶名称=すくすくクラブ(運営:ありんこ親子保育園)
  - ▶場所=おおきなかぶ児童館内(みずほ台2丁目10-15)
  - ▶対象=小学校就学前までの子どもと保護者、現在妊娠中の方等
  - ▶開設日=(月)~(金)(祝日を除く)
  - ▶開設時間=9時~14時
  - ▶利用料=無料(イベント時に材料費相当額をいただく場合があります)
  - ▶内容=室内遊び、体操、手遊び、読み聞かせ、子育ての相談、各種イベント等
- すくすくクラブ**  
(おおきなかぶ児童館)  
☎(53) 3473  
子育て支援課保育班  
☎(70) 0347



## ◆助成金受け取りまでの流れ

- ①事前相談・確認  
書類の記入方法、対象内容等を確認してください。
- ②交付申請  
「住宅リフォーム補助金交付申請書」および必要書類を添付して申請してください。
- ③交付決定通知  
交付申請から決定まで3週間程度かかります。
- ④工事着工  
工事は、必ず「住宅リフォーム補助金交付決定通知書」受領後に着工してください。
- ⑤工事完了
- ⑥実績報告  
工事完了後、「住宅リフォーム補助金実績報告書」および添付書類を提出してください。
- ⑦助成金額の確定  
内容を審査し、「住宅リフォーム補助金交付決定通知書」を交付します。
- ⑧助成金の支払い  
「住宅リフォーム補助金交付請求書」の提出後、指定の口座に振り込みます。

## 平成27年度住宅リフォーム 助成事業の受付開始

住宅関連産業を中心とする市内産業の活性化および本市への定住促進を図るため、市民が市内の施工業者に依頼して個人住宅のリフォームを行う場合に、工事費の一部を予算の範囲内で助成します。

**▼助成内容**  
20万円以上の補助対象工事費(消費税は除く)の10%の金額(1,000円未満は切り捨て)

※助成金の上限は20万円

**▼交付条件**  
・市内在住で、住民基本台帳に記載されている方  
・世帯全員が市税を滞納していないこと  
・市内に所有し、所有者自ら居住している住宅であること  
※店舗等との併用住宅・マンション等の集合住宅は、個人住宅部分のみ対象  
・1住宅につき1回限りであること

**▼対象となるリフォーム工事**  
・平成27年12月末までに工事が完了する見込みであること  
・市が実施する他の助成制度との併用がないこと

**申・問 産業振興課商工観光振興室** ☎(70) 0355

・市内の施工業者が行う工事で、住宅本体にかかる機能維持・向上、居住環境の向上のための修繕、模様替え、増改築等の工事(例 台所・浴室・トイレの改良工事、屋根のふき替え工事、外壁の張り替えや塗装工事 など)

**▼注意事項**  
・着工後の工事は申請できせん。  
・災害による復旧工事は助成の対象となりません。  
・「交付申請」から「交付決定」まで3週間程度かかります。  
・申請総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

## 平成27年度後期高齢者医療保険料・ 介護保険料の仮徴収が始まります

4月から、平成27年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。

年6回の特別徴収(年金からの納付)の期間のうち、4月・6月・8月の3回分の徴収額は、仮徴収の金額となります。

保険料は平成26年中の所得で計算しますが、所得額などが確定する7月まで、年間の保険料額が決定しません。

保険料額が決まってから特別徴収を開始すると、10月・12月・2月の3回のみで保険料を徴収することになるため、1回当たりの徴収額が高くなってしまう。

そこで、特別徴収の場合は4月・6月・8月に暫定金額として仮徴収を行うことで、1回当たりの徴収額の軽減を図っています。

平成27年度の確定した年間合計金額が18万円以上であっても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります。

**◆特別徴収となる方**  
①すでに後期高齢者医療保険料・介護保険料を年金からの特別徴収で納付の方  
※1回当たりの仮徴収額は2月の特別徴収額と同額となります

**◆普通徴収となる方**  
次に該当する方は、納付書または口座振替による納付になります。  
※年金を複数受給している、合計金額が18万円以上であっても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります。

①年間の年金額が18万円未満の方  
②(後期高齢者医療保険料の場合のみ)後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の半分以上となる方など

**問(後期高齢者医療保険料に  
関しては)**  
**市民課国保年金班**  
☎(70) 0334  
**千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課**  
☎043(308)6768  
**(介護保険料に  
関しては)**  
**高齢者支援課介護保険班**  
☎(70) 0309

## 後期高齢者医療保険料・介護保険料の基本的な納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		●		●		●	
普通徴収				■	■	■	■	■	■	■	■	■

○:仮徴収 ●:本徴収 ■:納付書または口座振替

## 図書室 だより

### ◎図書室の試行開室

こどもの読書週間にちなみ、大網白里市図書室のみ、祝日の開室を試行します。

- ▶試行開室日時=4月29日(水)
- 5月3日(日)・4日(月)・5日(火)9時~17時
- ※中部分室・白里分室は休室

### ◎おはなし会

- ▶日時=毎週(土)14時30分~
- ▶会場=大網白里市 図書室会議室

### ◎中部分室おはなし会

- ▶日時=毎週(水)15時30分~

### ◎白里分室おはなし会

- ▶日時=毎週(木)15時30分~

### ◎今月の展示棚

『芥川賞・直木賞の作家たち』  
わが国の代表的な文学賞であ

る芥川賞と直木賞は、どちらも昭和10年に制定されました。

過去の受賞作品や、受賞作家の他の作品を展示します。どうぞご覧ください。

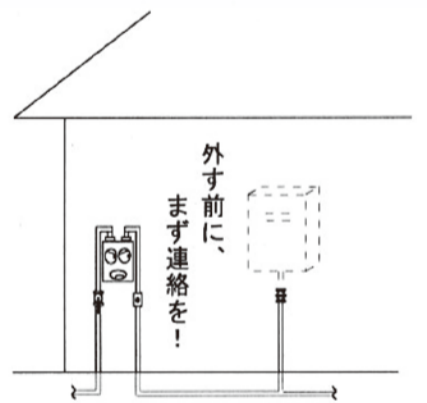
- 「芥川龍之介闘いの生涯」  
関口安義/著 毎日新聞社
- 「知られざる文豪直木三十五」  
山崎國紀/著 ミネルヴァ書房
- 「思い出トランプ」  
向田邦子/著 新潮社
- 「ビタミンF」  
重松清/著 新潮社
- 「松本清張傑作短篇コレクション上」  
松本清張/著 文藝春秋
- 「荒野の胃袋」  
井上荒野/著 潮出版社

図書室休室日 6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)・  
29日(水・昭和の日)・30日(木・図書整理日)

大網白里市図書室 ☎(72) 8383

URL <https://www.oamishirasato-chiba.lib.nexs-service.jp/>

## 市営ガスをご利用の皆さんへ



適正なガス元止め工事がされず、ガス設備が大変危険な状態で放置されていた事例がありました。

電気湯沸かし器やIHコンロ等の設置のため、ガス設備を取り外す際は、必ずガス事業課までご連絡ください。無断でガス設備を変更・撤去した場合には、法律に違反することもありますのでご注意ください。

ガス事業課では、環境にも  
家計にもやさしい県産天然ガス  
を供給しています。

問ガス事業課 ☎(72) 1131

## 認可外保育施設の利用者助成

市では、認可外保育施設を利用している保護者の経済的負担の軽減を図るため、年に2回、「認可外保育施設利用者助成金」を支給しています。

10月から3月までの利用分について、助成金の対象となる方は、子育て支援課窓口の提出をお願いします(市内)

- ①年間の年金額が18万円未満の方
- ②(後期高齢者医療保険料の場合のみ)後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の半分以上となる方など
- ③一定の要件に該当する認可外保育施設(事業所内保育施設等)を利用している方

- ▼支給要件  
①市内在住の保護者であること  
②保護者と同一の住所を有する子どもであること  
③一定の要件に該当する認可外保育施設(事業所内保育施設等)を利用していること
- ▼助成額(月額)  
・3歳未満児 6,600円  
・3歳以上児 4,100円
- ※平成26年4月1日現在の年齢で判断します
- ▼申請期限 4月15日(水)
- 問・問子育て支援課保育班 ☎(70) 0347

市では、認可外保育施設を利用している保護者の経済的負担の軽減を図るため、年に2回、「認可外保育施設利用者助成金」を支給しています。

詳細は問い合わせください。  
④認可外保育施設の利用日数が15日以上であり、かつ、当該月の保育料が3万円以上であること